

商標としての「OL虫」について

スエットショップジャパン 大沼 勝

m-oonuma@mth.biglobe.ne.jp

始めに

今般改定したホームページで「OL虫」は登録商標です。と表記したところ、岸和田オリエンテーリング協会の横田実氏より問合せがあり、この事につき私信をお送り致しましたところ、氏よりメール便を拝受致しました。私信ですので詳細は避けなければならないと思いますが、要旨、「オリエンテーリングマガジン記事にまとめたいと思っている。よければ自身でまとめていただけないだろうか。せっかくの機会ですのでOL虫やオリエンテーリングという言葉について啓蒙したいと思っています。」との記事依頼の連絡を拝受致しましたので、今回、以下にまとめてみた次第です。

商標としての「OL虫」

私が「OL虫」を商標として確認できたのは、昭和49年4月発行の商標公報です。当時はご承知のように「オリエンテーリング」は社団法人国民健康運動協会の中で「委員会」としての組織で普及活動が行なわれていた時です。

この当時から暫らくの間、オリエンテーリングは委員会のご努力もあって順調に普及して行く事になります。この事はご存知の方も多いと思いますがOL年鑑等々の資料からも窺

い知る事ができると思います。

こうして、「委員会」から「協会」に組織が大きく変革する事となっていくわけですが、なんと「OL虫マーク」の商標が継承されずに、権利放棄され消滅している衝撃的な事実を知る事となりました。

具体的にその中の1例を、昭和49年商標出願公告第19981号公報と登録第1120178号の登録原簿で示しましたのでご参照下さい。

つまり、「委員会」時代から

「協会」に移行時に「シンボノレマーク」としながらも、商標としての「OL虫」は権利放棄による消滅で存在していなかったわけです。

「OL虫」商標権の放棄

「OL虫」商標が権利放棄され消滅していた事実は、私にとって、とても衝撃的なことでした。

何故ならば、「OL虫マーク」を付した各分類の商品が、組織が変わっても、委託先(代位)に存在していたことも事実で

商標出願公告 昭49-19981

公告 昭 49. 4. 2

商 願 昭 47 - 122268

出 願 昭 47. 9. 5

出願人 社団法人国民健康づくり運動協会
東京都千代田区平河町2の7の5

指定商品 22 はき物(運動用特殊ぐつを除く)
かさ、つえ、これらの部品及び附属品



ないと思料致します。

従って、この度の表示が無くてもご存知の方も居られたわけですが、今、何故表示をしたのかとゆうと、登録が早い順に（あと4ヶ月後の平成15年2月）更新時期を迎え、ここで更新申請が取られれば、更に10年の権利更新が認められますが（日本分類から国際分類への書換登録申請に付いては略）、先述のように更新手続きがなされず権利が放棄すれば、権利失効の1年後には、基本的には誰でもが取得できるオープン状態を呈することとなるわけで、少なくとも、前の時のように関係者が知らないうちに権利が放棄消滅していた等とゆうことの無いように、この事実をより多くの関係者に知っておいて頂き、将来「そうならばこうすべきだった」とか、「こうしなかったのがおかしかった」等の話しでなく、「あの時はこう判断した」とのものであって欲しいと願うのみです。

今後、商標としての 「OL虫」マーク

「OL虫」がシンボルマークとして好きか好きでないか、相応しいとか相応しくないかの話しは別枠として、誰が所有し維持管理して行くのが良いか。このことについてもいろいろなお意見があろうかとは思いますが、私としては、その役は協会であるべきとの考えに至り、既に、検討して頂くに足りると思われる年月に「・・・一

連の商標（OL虫マーク）を個人で維持・管理してまいりましたが、協会も法人格を得、組織も確立・・・とし、協会に譲渡との意思を申出ております。

したがって、協会又は協会が指定する方以外に名義変更される事は望んでおりません。

今後の事は分かりませんが、既に、一連の商標につきその全ての譲渡を表明している以上、私が更新手続き（書換申請含む）する事はありません。必要と判断されたものから対応がなされるものと思料致しております。

ただ、シンボルマークの管理は、無益な係争を避けることもまた極めて重要な要素で、話しとして、権利を取得するのと同様或いはそれ以上に負担を要することは良く知られております。

仮の話として、「OL虫」が更新されずに権利放棄されれば、実際に起こり得るかどうかは別にして、第三者が取得可能となることから、その可能性も100%否定できないし、同一でなくとも類似するマークを取得されることも考えられます。

このことは、「OL虫」は好きでないからどうでもいい。といったことではなく、例えば、「OL虫」に替わって新マークであっても同じことが言えると考えられます。

ただ、そんな事は考えなくとも良い。誰に取得されようとも、どんなふうに使われようとも

向かなわない。との方向の話しになれば、この件とは別異のものと考えられますので避けたいと思います。

終わりに

以上、縷々述べましたが、要するに、委員会から協会に組織が大きく変わる中、権利放棄された「OL虫」マークの維持・管理を個人で行なって来ましたが、本来これらの維持・管理は協会が妥当との考えから、法人格を得、組織も確立してきたこともあり、この際、この権利につき譲渡との意思を既に申上げておりますので、必要と考えられるものから対応がなされるものと思料致しております。

それ以外何も存在しておりませんので、繰り返すようですが、今、「OL虫」が登録商標で有る事を表示したことで、関係者の使用について、少なくとも私が維持・管理している間は従前と何ら変りは有りませんので、憶測で発言・発表されます事は避けていただけますとともに、混乱期にあった当時の組織の決定に、円熟した時期の今の物差しで、論評する事は容易いことと思いますが、其の事よりもこれを契機に「シンボルマーク」の維持管理について再応のご検討を願う次第です。

（完）